

令和3年1月14日

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会

緊急事態宣言発令中の学校教育活動について(お知らせ)

平素より本市の教育活動に、ご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、1月13日(水)、愛知県に「緊急事態宣言」が発令されました。市内小中学校の一斉の臨時休業の措置については、学校における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、子どもたちの学びの保障や心身の健康の観点から、避けるべきであるとされています。

したがって、本市では、文部科学省発出の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえ、必要な感染症対策を行い、学校教育活動を次の通り継続実施してまいります。

ご理解・ご協力の程、よろしくお願いします。

1 感染拡大防止について

(1) 登校について (学校にウイルスを持ち込まない)

- ・お子様の健康状態を観察(検温)し、健康カードに記入して、登校させてください。
- ・「風邪の症状がある」などの体調不良の場合は、必ず欠席させてください。「出席しなくてもよい日」とします。症状が改善されるまで自宅で休養してください。
- ・現在、緊急事態宣言が出ているため、当面の間は、同居する家族に「風邪の症状がある」場合も欠席させてください。この場合も「出席しなくてもよい日」とします。
- ・児童生徒に基礎疾患があったり、高齢者や基礎疾患のある家族と同居していたりするなど登校させることに不安がある場合は、学校にご相談ください。
- ・感染予防のためマスクを着用させてください。マスクを外す場合は、感染防止のため、「十分な距離(少なくとも2m)を確保し、会話を控える」ようお願いしてください。

※お子様の体調に十分ご注意ください。

※ご家庭で心配なことがある場合は、学校に相談してください。

(2) 校内での基本的な感染症対策について (接触感染、飛沫感染を防ぐ)

- ・登校時、給食の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、掃除の前後、共有物を触る前後などでのこまめな手洗いを徹底します。
- ・3つの密(密閉・密集・密接)を避けるよう配慮します。
- ・校舎内では、児童生徒及び教職員はマスクの着用をするとともに、咳エチケットを徹底します。日々の清掃により清潔な環境を保ちます。
- ・大勢が手でよく触れる箇所は、1日1回消毒を行います。
- ・児童生徒や教職員の感染が明らかになった場合は、消毒などの対応を行います。また、状況によっては臨時休業する場合があります。さらに複数の感染者が出たり、風邪症状の児童生徒が急増したりした場合は、クラスター発生の可能性があるため、医療機関・保健所とも協議し、状況に応じた措置をとります。

(3) 抵抗力を高めること

- ・ウイルス感染予防には、健康的な生活により免疫力を高めることが重要です。お子様の免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」に心がけさせてください。

2 教育活動について

(1) 授業について

- ・授業では、次のようなことに配慮します。
 - ＊児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保するよう配慮します。
 - ＊教室などは、常時、窓(可能であれば2方向)を開けて換気をします。
 - ＊体育の授業や運動部活動では、運動開始から運動終了までマスクを外してもよいこととします。ただし、十分な身体的距離が取れない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクなどがない場合は、マスクを着用することとします。
 - ＊感染リスクの高い活動(グループ学習・ペア学習など)は行いません。

(2) 学校給食について

- ・給食前後の手洗い、配膳台の消毒を徹底します。
- ・給食用のふきん、箸を必ず持たせてください。
- ・グループでの会食は行いません。

(3) 学校行事について

- ・延期および短縮しての実施や中止を、それぞれの学校で計画しています。
- ・集団が狭い空間に集まるような行事は、自粛します。

(4) 部活動について

- ・準備片付けも含めて1時間程度で行います。土日祝日の活動は行いません。
- ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は行わないようにします。
- ・運動中は原則マスクの着用はしませんが、十分な間隔が取れない場合は、マスクをするように指導します。(十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などのリスクがある場合は、外すよう指導します)
- ・活動の前後に手洗いを行い、活動中のハイタッチ・握手・近距離での会話を控えるよう指導します。
- ・屋内では、呼吸が激しくなるような運動を控え、大声を出さないよう指導します。
- ・学校内での活動のみとします。(対外的な活動は行いません)
- ・できるだけ道具は共有しないようにします。共有の用具を使用する場合は、使用する前後で手洗いを徹底します。

3 その他

- ・学校でも、感染者や濃厚接触者が「いじめ」の被害者にならないよう指導してまいります。ご家庭でも偏見や差別が生じないようお話しく下さい。
- ・ご家庭においても「新しい生活様式」の実践を引き続きお願いします。特に、「感染のリスクが高まる5つの場面」(厚労省)は、避けていただきますようお願いいたします。